

■ポイント還元に係る取り扱いについて

「須崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業」の実施期間中に高知信用金庫の還元キャンペーンである「大吉キャンペーン」が実施されています。

それぞれのキャンペーンに係る還元ポイントの取り扱いは次のとおりとなります。

(1)還元ポイントの付与について

令和8年3月1日から3月31日までの間の須崎市内での決済については、須崎市キャンペーンが優先されて、ポイントの付与が行われます。

須崎市キャンペーンの還元ポイントが上限の5,000円に達した次の決済から「大吉キャンペーン」の還元ポイントが付与されます。

《例1》1回目に16,667円のお支払いをした場合

⇒須崎市キャンペーンとして5,000円のポイント付与。次の決済から「大吉キャンペーン」のポイントが付与。

《例2》1回目に10,000円の、2回目にも10,000円のお支払いをした場合

⇒1回目に3,000円のポイントが付与。2回目に2,000円のポイントが付与。次の決済から「大吉キャンペーン」のポイントが還元。

※須崎市キャンペーンのポイント付与上限に達した次の決済から「大吉キャンペーン」が適用されるため、2回目の支払いのうち3,333円についてはポイント還元の対象になりません。

(2)還元ポイント利用可能店舗について

「須崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業」の還元ポイントについては、須崎市内の加盟店でお使いいただけます。

また、高知信用金庫の「大吉キャンペーン」については、高知県下すべての加盟店でお使いいただけます。